

令和3年度 水痘及びおたふくかぜ予防接種費用の助成について

水痘(みずぼうそう)及びおたふくかぜの発病または重症化を防止することを目的とし、接種を希望される保護者に対して下記のとおり予防接種費用を助成します。

【対象者】

◎水痘(みずぼうそう)ワクチン

市内に住所を有する児で、次の①②の両方に該当する児

② 3歳～5歳未満で2回目を接種する児

②接種日が、令和3年4月1日(木)～令和4年3月31日(木)

◎おたふくかぜワクチン

市内に住所を有する児で、次の①②の両方に該当する児

② 就学前児童(ただし、1歳未満児を除く)

②接種日が、令和3年4月1日(木)～令和4年3月31日(木)

【助成限度額】(接種料金が限度額に満たない場合はその額)

みずぼうそうワクチン 3,000円

おたふくかぜワクチン 3,000円

【予防接種および申請受付期間期限】 令和4年3月31日(木)まで

※申請期限後の申請受付はできませんので、ご注意ください。

【助成方法】

(1)接種料金は、医療機関に全額支払ってください。

(2)下記の①②(郵送の場合は①～③)を長寿健康課健康づくりグループへ提出してください。

①助成金交付請求書(申請者記入)(様式第1号)

※申請者と助成金振込口座の名義人は同一にしてください。

②領収書(医療機関記入)(様式第2号)

※医療機関が発行する水痘及びおたふくかぜに係る支払額が確認できる書類でも可(コピー不可)

③助成金振込口座の通帳コピー(郵送の場合のみ必要)

(3)後日、指定された口座に助成金を振り込みます。

※申請時には、振込口座の通帳をご持参ください。

※請求者と窓口来所者が異なる場合は、印鑑(認印)をご持参ください。(シャチハタ不可)

※ゆうちょ銀行へ振込みを希望される場合は、通帳2ページ目の銀行使用欄に【店名】【店番】

【預金種目】【口座番号】の表示があるものに限らせていただきます。

【担当】

亀山市総合保健福祉センター

亀山市長寿健康課健康づくりグループ

電話0595(84)3316